

令和6年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月1日(木) 13時22分から14時02分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 小松 和啓			
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄	
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸	
	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	
	12番 西岡 久	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子	
	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人	18番 宗石 大輔	

4. 欠席委員 (2名)

2番 山崎 彰 17番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第3条の規定による許可取消について
	第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第5号	非農地証明願いについて
	第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地主幹	大倉 達也
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時22分) それでは、ただ今から令和6年第2回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	ええ、皆さんこんにちは。今日はそれぞれお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。2回目の会ということになりましてですね、今日は開催をしておりますが、先日、地震の関係で皆さん方に義援金というのでお集めをさせていただくというふうなことで文章でご案内をさせていただきました。これは県の農業会議ではですね、全市町村にお願いをして集めることになってます。災害を受けなかった私たちとしてはですね、義援金で協力して

もらおうというふうなことになるかと思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

本日の欠席委員が岡田委員さんと山崎委員さんが欠席届けが出ております。岡田さんは話を聞きますとどこかを骨折したという話を聞いてます。詳しいことはわかりません。それから西村委員さんについてはすねの手術をされてですね、今日のご出席をいただけてます。長い間時間的にかかったわけですが、これからはですね、回復されてまた忙しい毎日が続くかわかりませんが、十分に注意をしていただけてですね、農作業頑張ってくださいというふうに思います。そこでですが、先般10年以上の農業委員を務められた方に表彰状が来てまして、西村さんには欠席の為によろしくお渡しをしてませんでしたので、今日この中でお渡しをしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

会長より表彰状を贈呈

議 長

すいません、それでは議題に入ります前に議事録署名人を指名をさせていただきます。西村委員、西岡委員にお願いいたしますのでよろしくお願いを致します。

それでは早速ですが、議案に入っていきたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町久次字的ノ窪561番、地目は田、面積は1,141㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,937㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり87,642円で総額100,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字スキカ内2043番、地目は田、面積は1,002㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は9,870.22㎡、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり698,602円で総額700,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野字ドモヤマウチマル313番、地目は田、面積は802㎡、外3筆、計4筆で合計面積3,645㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は経営縮小(高齢化・労力不足)、譲受理由は農家創設、資料は3で10a当たり50,000円で総額182,250円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字三ツ又1019番2、地目は田、面積は952㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,092.14㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は4で10a当たり315,126円で総額300,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字ナカザア1408番、地目は畑、面積は198.34㎡、外1筆、計2筆で合計面積307.43㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の経営面積は13,691㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は5で10a当たり99,860円で総額30,700円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町菰生野字有光1026番、地目は田、面積は647㎡、外15筆、計16筆で合計面積6,947㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は農業委員会の斡旋、譲受理由は経営規模拡大、資料は6で10a当たり115,157円で総額800,000円です。

議	長	農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。
議	長	はい、以上議案第1号につきまして、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何か意見なり、ご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。
		-----質 疑 な し -----
議	長	格段ありませんかね。無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
		-----異 議 な し -----
議	長	はい、それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして原案通り、賛成の方の挙手をお願いします。
		-----全 員 挙 手-----
議	長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第2号農地法第3条の規定による許可の取消についての説明をお願いします。
事 務 局		報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について報告いたします。 1番、申請地は土佐山田町字古町1625番、地目は畑、面積は369㎡、外2筆、計3筆で合計735㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、取消理由は譲渡人の相続変更のため、権利は所有権移転売買、許可日は令和5年11月2日です。 2名の共有、兄弟さんで出してたんですけども、手続き上の話みたいなんですけど、お一人の名義にまず変えて相続の関係で、変えてからもう1回、譲受人のこの方に譲りたいという話だようでもた今のところ来月又出てくる、3条が出てくる予定です。以上です。
議	長	はい、議案第2号の農地法第3条の規定による許可の取消について説明がありました。この件につきましてですね、取消の報告ということになってますので皆さん方からご質問を受けて、無ければ報告とさせていただきたいと思いますが、何かご質問ありませんか。
		-----質 疑 な し -----
議	長	格段無いようですので、議案第2号につきましては報告のみとさせていただきます。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
事 務 局		はい、続きまして議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請について説明を致します。 1番、申請地は土佐山田町宮ノ口字タンチウ535番2、地目は畑、面積は155㎡の内11.97㎡、申請者は議案書のとおりで、転用目的は墓地の新設、申請事由は、「申請人が所有する既存の墓所は住所地从り遠く、山間部に存し、墓参りや維持管理が困難であり、不便です。申請地は申請人の自宅からの距離も近

くて墓参りもしやすく維持管理が容易なため墓地として転用したいです。面積については、家族用の墓地を建てるために必要な面積です。」ということです。

資料は7で農地区分は第1種農地で調査員は森田委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されますが、農地転用における不許可の例外規定のうち住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活等に必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するもので県による事前の農地区分確認においても例外規定の適用ができるものとして判断されております。以上です。

議 長 はい、議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請について説明がありました。調査員の森田さん、すいませんお願いします。

委員（13番） お待たせいたしました。資料の7-1と7-2をご覧下さい。場所につきましては工科大学の東側の宮ノ口部落の中程になります。先程説明があったように現在の墓地は山間部にあって遠いということで家の近くに新しく墓地を建てたいということでございます。半径100m以内の周辺の方には同意書をもらっておるようでございます。昨年の12月12日に現場を確認致しました。別に問題無いと思います。以上です。

議 長 はい、調査員の森田さんからご報告がありましたように、先程報告をいただいたわけですが、この件につきましてですね、農地法第4条の規定についての許可申請ですが、ご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

———異 議 な し ———

議 長 はい、それでは、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 今回4号の議案で上げさせてもらってるんですが、急遽ですね、今日電話がありまして、間に申請者の代書さんで行政書士さんが入ってるんですけど、家族さんの会議の中で急遽計画の変更が必要ということになりまして今ちょっとお渡ししている資料の土地の一部がちょっと分筆をして地番が増えるということもあって、ちょっとそうなると面積が変わってくるということもありますので、これ1回仕切り直しやということで、取り下げを1回出していただいて、そのうえで、今のところスムーズにいったら、また来月、図面もちょっと変わったものとして出てくるという見込みになりましたので、すいません、今回これは審査しないということで終わります。

議 長 という説明がありましたので、今回につきましてはですね、取り下げということで会には載せないというふうなことになりましたのでよろしくお願いし

ます。

それでは続きまして議案第5号の非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案第5号の非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町東本町3丁目117番1、地目は畑、面積は63㎡、外3筆、計4筆で合計面積151㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりで非農地化した理由は「昭和30年頃、家を建てました。平成30年頃、建物を解体しました。」調査員は永森推進委員で資料は9です。

続いて2番、申請地は土佐山田町山田字野々下1263番1、地目は田で面積は929㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,012㎡、利用状況は山林原野、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「高齢、病気、死亡により、管理できる者がいなくなり、20数年前から耕作放棄せざる得なくなり、原野山林化し、現在に至る。」のことで調査員は原委員で資料は10です。

続いて3番、申請地は香北町葦生野字ハザマ881番1、地目は田で面積は373㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「本申請地は、親族乾直純が昭和36年に購入したのち、昭和38年頃に自宅建物を建てて以来、宅地として利用していたが、数年前から空き家となり、建物も老朽化して原野の状態となっている。」調査員は小松委員で資料は11です。以上です。

議長

はい、1番の永森さんが今日は欠席ですので、何か事務局の方に書類が回っちゅうらしいですので、ちょっと説明をお願いします。

事務局

永森さんが欠席ですので代理で受けております。市街化区域にある空き地ということで、JR土佐山田駅の東、郵便局を北へ行ったところで線路沿いになっております。[REDACTED]さんっていうんですかね、亡くなられてる方が65年ほど前に畑に家を建てたということですが、5年程前に家を壊して、姉妹、今回の申請人の方が相続して、家を撤去して空き地になっておるということで土地を処分するために地目を宅地に変えて売る予定であるということのようです。以上です。

議長

すいません、2番について説明をさせていただきますが、前回か、その前かあたりに1回ちょっと説明をして皆さん方にも、どう言いますか、こんな状況になっちゅうけれども非農地証明が出てくるというようなことでお願いをしてありました件です。所有者の[REDACTED]さんという方は、たぶんこの人は亡くなっちゅうと思います。商店街で、東本町の方の商店街で火事がありましてそこで死亡したということで、その家もですね、木が庭にけっこう大きい木があつてですね、周辺の人が大変迷惑をしょったけれども、生きちゅうものは切られんというふうな話でですね、なかなか対応してくれなくて、結局、焼けたので今、木も全部ありません。今のこの今度申請が出てきちゅうところはですね、中野というところで舟入小学校からちよつと西の方です。昔からそこ中野の森と言いましたと。20年も30年も前からずっと木が太ってですね、状況では写真の次のページ、写真10-2の下段に2つ1・2とありますが、こういう状況になってます。たぶん、高い木は20mばあになっちやあせんろうか。それでですね、まあ非農地を出したいということで来たわけですけども、事務局等とも話をしましたけれども、受けれんといかんというわけにはいかんろうと。ただし、どうしても隣地の人の承諾の判は貰ってくださいねということでお願いをしました。写真の10-1の下段にですね、1264-1のところの写真で見ると左側、その土地はですね、中野の人の土地です。それから北側についても中野の人の土地でして、承諾の判をついてくれたと、それから東側についてはですね、誰かが、2年前辺りまでは作りよったかもわかりませんが、去年あたりからちよつと作ってません。もう田んぼは水がぼったり入ってで

ね、排水もどうせきれいにしないだろうし、水の入るところも止めてないだろうと思いますが。たまたま[]というところのすぐ近くの人が持ちゆうがですと、全然知らなかったと言いました。住所を探して訪ねて行ったら、その人が隣の土地の持ち主でたぶん、本人が作りやあせんずつ、誰か地元の人に作ってもらいよったと、ほんで稲を作った形跡はありますけれども、そういう状況でですね、同意の判をもらうたというふうなことでですね、書類が上がってきました。木はどうしますかって言うたら、切るには切ると本人がね、けれども伐根までして元に戻すようなことはもちろんようせん、というな話で迷惑がかからんように木は切って下さいねと話はしてあります。またこれから先状況を見ながらですね。宮田さん、この人東京におってですね、息子さんらしいです。その手続きをした、しにきた人が[]さんという人の元の旦那さんらしいです。その人がですね、手続き的なことを全部しゆうわけをして、その人には近所から迷惑が掛かってきゆうというふうな話が出たら必ず木は切って下さいねというふうな約束はしていますが、結構私よりは下ですけど高齢になってますので、あんまりいつまでも出来るかどうかは知りませんし、それからその息子さんの[]さん、[]さんというろうか、この人はたぶん帰って来ないと、東京から帰らんだろうという話をしてましたので、これから先誰か買ってくれる人でもおれば売りたいという話もしてましたけれども、今の状況ではですね、これを買う人はまずおらんだろうというふうに思います。そんな関係で非農地証明願いが出てきましたので、これ受理する受理しないは今日の会でかかってですね、皆さんが反対が無ければそれを受理したことになると思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

すいません、3番、小松委員お願いします。

委員（3番）

はい、それでは資料、写真の1番最後のページ、1枚めくってもらって資料11-1を見て下さい。国道195号線が真ん中を通っておりますが、その途中に白い建物が見えます。それがJA香北のガソリンスタンドです。その裏、南側と言いますか、ちょっと宅地がありましてその上段にこの土地があります。西側も宅地です。東側は藪です。山林です。南側の1番高いところに水田がありますが、日照権の方は別に問題無いです。この方は何年か前に野市の方へ出ておられて空き家となっております。別に問題無いと思います。以上です。

議 長

はい、以上3件について補足説明まで終わりましたので、議案第5号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長

無いようですので、採決に入りたいと思います。
それでは議案第5号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第6号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町加茂字城ノ前52番、地目は田、面積は815㎡の内670㎡、外4筆、計5筆で合計面積2,873㎡、貸人及び借人は議案書のと

おり、申込日、成立日は令和5年12月15日、引渡日は令和5年12月31日、解約理由は栽培不可の為です。

2番、申請地は土佐山田町加茂字城ノ前57番1、地目は田、面積は339㎡の内297㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,265㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日は令和5年12月15日、引渡日は令和5年12月31日、解約理由は栽培不可の為です。

3番、申請地は土佐山田町中野字土小島799番、地目は田、面積は1,648㎡、外1筆、計2筆で合計面積3,974㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年12月25日、解約理由は香美市で用水路の水漏れが発生したが、香美市は損害賠償しないからです。

4番、申請地は土佐山田町西後入字カミダ234番、地目は田、面積は1,064㎡、外2筆、計3筆で合計面積3,285㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年12月30日、解約理由は病気等で労力不足の為です。

5番、申請地は土佐山田町楠目字大元4051番、地目は田、面積は986㎡、外2筆、計3筆で合計面積2,754㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日は令和5年11月20日、引渡日は令和5年12月31日、解約理由は借り手変更の為です。

6番、申請地は香北町猪野々字下クレ石3213番、地目は田、面積は409㎡、外8筆、計9筆で合計面積4,492㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日は令和5年10月12日、成立日、引渡日は令和5年12月31日、解約理由は高齢化の為です。以上です。

議 長 以上、議案第6号農地法第18条第6項解約通知報告について説明がありました。質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

———質 疑 な し———

議 長 格段無いようでしたらこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、香北町五百蔵の農地、2,708㎡を[]の[]さん、香北町五百蔵の農地、2,936㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]が借り受け、生姜、ネギを栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。

続いて、通常の貸借権になります。

2番、新規で、土佐山田町町田の農地3筆、合計6,456㎡を[]の[]さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

3番も、新規で、土佐山田町楠目の農地、2,134㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、議案第7号香美市農用地利用集積計画についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんか。

格段ありませんかね。

———質 疑 な し———

議 長 無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、原案通り賛成の方は挙手をお願いをします。

——全 員 挙 手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは議案第8号のその他の件ということで議案に載っていますが、何か事務局からありますか。

事 務 局 ないです。

議 長 格段無いようですが、事務局の方からは、皆さん方から何かご質問なり、ご意見あれば受けたいと思います。

それも格段無いようですが、農地利用最適化推進委員の意見交換会ですが、今回についてはあっせんがありません。そんな関係ですね、この交換会についてのその他の意見とか皆さん方から受けたいと思います、まとめて。格段無ければですね、今日与えられました議題については終わりです。

閉会 (14時02分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、心一



署

名

人

西村 光幸



署

名

人

西岡 久

